

## 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーション居宅介護支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態となった者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるように配慮し、また利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護老人福祉施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う各事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションみつけ  
見附市学校町1丁目5番42号

### (職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職種、員数は、体制を維持するために下記の人員以上を置くものとする。

管理者（主任介護支援専門員）1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び休日、並びに8月13日から8月15日、12月29日から翌年1月3日までは休業することができる。

(2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。

(3) その他 電話により時間外及び休日の連絡が可能な体制とする。

### (事業の提供方法、内容)

第6条 事業の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者及び家族の状況の調査
  - (2) 居宅サービス計画の作成又は変更
  - (3) 計画作成後の利用者及び家族の心身の状態や、介護サービス提供状況の確認
  - (4) 介護サービス事業者との連絡調整
  - (5) 必要に応じて、要介護認定申請の手続き
  - (6) 必要に応じて、施設サービス等への紹介、その他の情報提供
- 3 使用する課題分析票の種類は、原則として公益財団法人日本訪問看護財団方式あるいはMDS-HC方式を使用する。
- 4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、各事業所所在地とする。ただし利用者の了解を得て、利用者の居宅等においても行う。
- 5 作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及びその家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は下記とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションみつけ  
見附市、長岡市旧中之島区域

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (4) 利用者及びその家族、または職員からの通報を適切に処理する体制の整備
  - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）又は当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修及び継続研修を行うものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。

- 3 職員であった者は、職員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本会関係規定を準用し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。
- 5 この規程の改正は理事会の議決を経なければならない。

#### 付則

この規程は、平成 15 年 3 月 15 日施行とする。

改正 平成 17 年 7 月 23 日	改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 6 月 16 日	改正 平成 19 年 7 月 23 日
改正 平成 22 年 8 月 1 日	改正 平成 23 年 8 月 1 日
改正 平成 24 年 5 月 13 日	改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日	改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日	改正 令和 6 年 1 月 27 日